

平成 26 年 7 月 14 日

「非課税上場株式等管理に関する約款」の一部変更について

平成 26 年 8 月 1 日（金）より「非課税上場株式等管理に関する約款」を一部変更します。  
詳細は下記の新旧対照表をご覧ください。

下線部分変更

現行	変更後
<p>(契約の解除)</p> <p>第 11 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ (省略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第 11 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p><u>ただし、お客様の相続人または受遺者からお客様について相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客様の非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から払出すことができるものとします。</u></p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>平成 26 年 8 月 1 日改正</p>

以上